

第 1 編 総 論

第 1 章 町の責務、計画の位置づけ、構成等

町は、住民の生命、身体及び財産を保護する責務にかんがみ、国民の保護のための措置を的確かつ迅速に実施するため、以下のとおり、町の責務を明らかにするとともに、町の国民の保護に関する計画の趣旨、構成等について定める。

1 町の責務及び町国民保護計画の位置づけ

(1) 町の責務

町（町長及びその他の執行機関をいう。以下同じ。）は、武力攻撃事態及び武力攻撃予測事態（以下「武力攻撃事態等」という。）又は緊急対処事態において、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（以下「国民保護法」という。）その他の法令、国民の保護に関する基本指針（平成17年3月閣議決定。以下「基本指針」という。）及び青森県国民保護計画（以下「県国民保護計画」という。）を踏まえ、町の国民の保護に関する計画（以下「町国民保護計画」という。）に基づき、国民の協力を得つつ、他の機関と連携協力し、自ら国民の保護のための措置（以下「国民保護措置」という。）又は緊急対処保護措置を的確かつ迅速に実施し、町の区域において関係機関が実施する国民保護措置又は緊急対処保護措置を総合的に推進する責務を有する。

(2) 町国民保護計画の位置づけ

町は、その責務にかんがみ、国民保護法第35条の規定に基づき、町国民保護計画を作成する。

(3) 町国民保護計画に定める事項

町国民保護計画においては、次に掲げる事項について定める。

- ① 町の区域に係る国民保護措置又は緊急対処保護措置の総合的な推進に関する事項
- ② 町が実施する国民保護措置又は緊急対処保護措置に関する事項
- ③ 国民保護措置又は緊急対処保護措置を実施するための訓練並びに物資及び資材の備蓄に関する事項
- ④ 国民保護措置又は緊急対処保護措置を実施するための体制に関する事項
- ⑤ 国民保護措置又は緊急対処保護措置の実施に関する他の地方公共団体その他の関係機関との連携に関する事項
- ⑥ 町の区域に係る国民保護措置又は緊急対処保護措置に関し町長が必要と認める事項

第 1 編 総論

2 町国民保護計画の構成

町国民保護計画は、以下の各編により構成する。

- 第 1 編 総論
- 第 2 編 平素からの備えや予防
- 第 3 編 武力攻撃事態等又は緊急対処事態への対処
- 第 4 編 国民生活の安定その他の措置
- 第 5 編 復旧等
- 資料編

3 町国民保護計画の見直し、変更手続

(1) 町国民保護計画の見直し

町国民保護計画については、今後、国における国民保護措置又は緊急対処保護措置に係る研究成果や新たなシステムの構築、県国民保護計画の見直し、国民保護措置又は緊急対処保護措置についての訓練の検証結果等を踏まえ、不断の見直しを行う。

町国民保護計画の見直しに当たっては、町国民保護協議会の意見を尊重するとともに、広く関係者の意見を求めるものとする。

(2) 町国民保護計画の変更手続

町国民保護計画の変更に当たっては、計画作成時と同様、国民保護法第 39 条第 3 項の規定に基づき、町国民保護協議会に諮問の上、知事に協議し、町議会に報告し、公表するものとする（ただし、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律施行令（以下「国民保護法施行令」という。）で定める軽微な変更については、町国民保護協議会への諮問及び知事への協議は要しない。）。

第2章 国民保護措置又は緊急対処保護措置に関する基本方針

町は、国民保護措置又は緊急対処保護措置を的確かつ迅速に実施するに当たり、特に留意すべき事項について、以下のとおり、国民保護措置又は緊急対処保護措置に関する基本方針として定める。

(1) 基本的人権の尊重

町は、国民保護措置又は緊急対処保護措置の実施に当たっては、日本国憲法の保障する国民の自由と権利を尊重することとし、国民の自由と権利に制限が加えられるときであっても、その制限は当該国民保護措置又は当該緊急対処保護措置を実施するため必要最小限のものに限り、公用令書の交付等公正かつ適正な手続の下に行う。

(2) 国民の権利利益の迅速な救済

町は、国民保護措置又は緊急対処保護措置の実施に伴う損失補償、国民保護措置又は緊急対処保護措置に係る不服申立て又は訴訟その他の国民の権利利益の救済に係る手続について、できる限り迅速に処理するよう努める。

(3) 国民に対する情報提供

町は、武力攻撃事態等又は緊急対処事態において、国民に対し、武力攻撃等又は緊急対処事態における攻撃等の状況、国民保護措置又は緊急対処保護措置の実施状況、被災情報その他の情報等について、正確な情報を適時にかつ新聞、放送、インターネットその他の適切な方法により提供する。

(4) 関係機関相互の連携協力の確保

町は、国、県、近隣市町村並びに関係指定公共機関及び関係指定地方公共機関と平素から相互の連携体制の整備に努める。

(5) 国民の協力

町は、国民保護法の規定により国民保護措置又は緊急対処保護措置の実施のため必要があると認めるときは、国民に対し、必要な援助について協力を要請する。この場合において、国民は、その自発的な意思により、必要な協力をするよう努めるものとする。

また、町は、消防団及び自主防災組織の充実・活性化、ボランティアへの支援に努める。

(6) 高齢者、障害者等への配慮及び国際人道法の的確な実施

町は、国民保護措置又は緊急対処保護措置の実施に当たっては、高齢者、障害者その他特に配慮を要する者の保護について留意する。

また、町は、国民保護措置を実施するに当たっては、国際的な武力紛争において適用される国際人道法の的確な実施を確保する。

第 1 編 総論

(7) 指定公共機関及び指定地方公共機関の自主性の尊重

町は、指定公共機関及び指定地方公共機関の国民保護措置又は緊急対処保護措置の実施方法については、指定公共機関及び指定地方公共機関が武力攻撃事態等又は緊急対処事態の状況に即して自主的に判断するものであることに留意する。

(8) 国民保護措置又は緊急対処保護措置に従事する者等の安全の確保

町は、国民保護措置又は緊急対処保護措置に従事する者の安全の確保に十分に配慮するものとする。

また、要請に応じて国民保護措置又は緊急対処保護措置に協力する者に対しては、当該協力を的確かつ安全に実施するために必要な情報を随時十分に提供すること等により、安全の確保に十分に配慮するものとする。

(9) 町の特性を踏まえた国民保護措置又は緊急対処保護措置の実施に係る特別な配慮

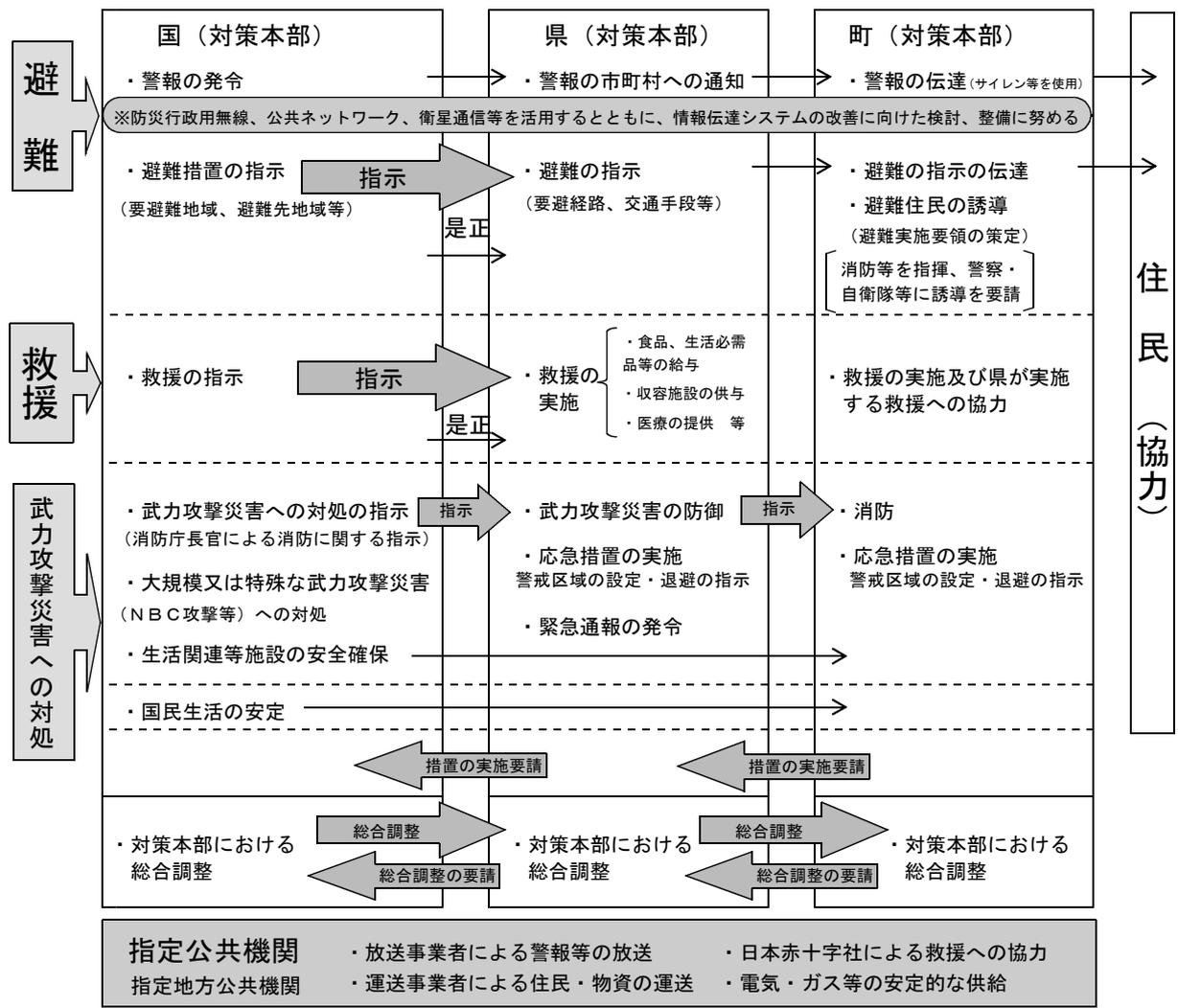
町は、次に掲げる町の地理的特性を踏まえつつ、国民保護措置又は緊急対処保護措置を的確かつ迅速に実施できるよう、平素から必要な体制の整備に努める。

- ① 海岸線を有していること
- ② 積雪寒冷地であること

第3章 関係機関の事務又は業務の大綱等

町は、国民保護措置又は緊急対処保護措置の実施に当たり関係機関との円滑な連携を確保できるよう、国民保護法における町の役割を確認するとともに、関係機関の連絡窓口をあらかじめ把握しておく。

国民保護措置又は緊急対処保護措置の仕組み



国、地方公共団体、指定公共機関等が相互に連携

第 1 編 総論

(1) 町の事務又は業務の大綱

機関の名称	事務又は業務の大綱
町	1 町国民保護計画の作成 2 町国民保護協議会の設置、運営 3 町国民保護対策本部及び緊急対処事態対策本部の設置、運営 4 組織の整備、訓練 5 警報の伝達、避難実施要領の策定、避難住民の誘導、関係機関の調整その他の住民の避難に関する措置の実施 6 救援の実施、安否情報の収集及び提供その他の避難住民等の救援に関する措置の実施 7 退避の指示、警戒区域の設定、消防、廃棄物の処理、被災情報の収集その他の武力攻撃災害又は緊急対処事態における災害への対処に関する措置の実施 8 水の安定的な供給その他の国民生活の安定に関する措置の実施 9 武力攻撃災害又は緊急対処事態における災害の復旧に関する措置の実施

(2) 消防機関の事務又は業務の大綱

機関の名称	事務又は業務の大綱
北部上北広域事務組合消防本部	1 町国民保護計画の作成への協力 2 町国民保護協議会への参加 3 町国民保護対策本部及び緊急対処事態対策本部への参加 4 町等の実施する訓練への協力及び参加
平内消防署	5 町の実施する警報等の内容の伝達及び避難実施要領の策定への協力、避難実施要領に基づく避難住民の誘導、消防団との連携その他の住民の避難に関する措置の実施
平内町消防団	6 武力攻撃災害又は緊急対処事態における災害への対処に関する措置の実施（救急・救助を含む） 7 被災情報の収集、安否情報の収集その他の措置の実施

○ 関係機関等の連絡先、連絡方法等

指定行政機関、指定地方行政機関、県、指定公共機関及び指定地方公共機関等関係機関並びに行政協力委員の連絡先、連絡方法等については、資料編に記載する。

第4章 町の地理的、社会的特徴

町は、国民保護措置又は緊急対処保護措置を適切かつ迅速に実施するため、その地理的、社会的特徴等について確認することとし、以下のとおり、国民保護措置又は緊急対処保護措置の実施に当たり考慮しておくべき町の地理的、社会的特徴等について定める。

(1) 位置

平内町は青森県のほぼ中央に位置し、東南方は野辺地町、東北町及び七戸町、西方は青森市に隣接している。北方は陸奥湾に夏泊半島が突出した形で、南方は那須火山帯に属する八甲田山脈に連なっている。



位置 東 経／140度57分35秒
 北 緯／40度55分24秒
 (役場庁舎位置：昭和56年国土地理院調べ)
 海 抜／10m
 広 ぼう／東西20.64km
 南北23.22km

総面積 216.96km² (平成17年10月1日現在)

(2) 地勢

① 地形及び地質

当町は、三方を海に囲まれ、南北に山岳地帯があり、中央部が平坦地となっていて里山形を呈している。

地質は、小湊川、清水川流域及びその流域の水田地帯が沖積層、山岳部は田代安山岩、石英山岩となっている。土壌は、一般に植壤土が多く、ところによっては砂壤土が見受けられる。

第 1 編 総論

② 河川

当町は、南部山岳や半島部の山岳に源を発し、陸奥湾にそそぐ堀差川、清水川、小湊川、盛田川、明神川及び長沢川の 2 級河川を有し、流路延長は 53.9 km に達する。

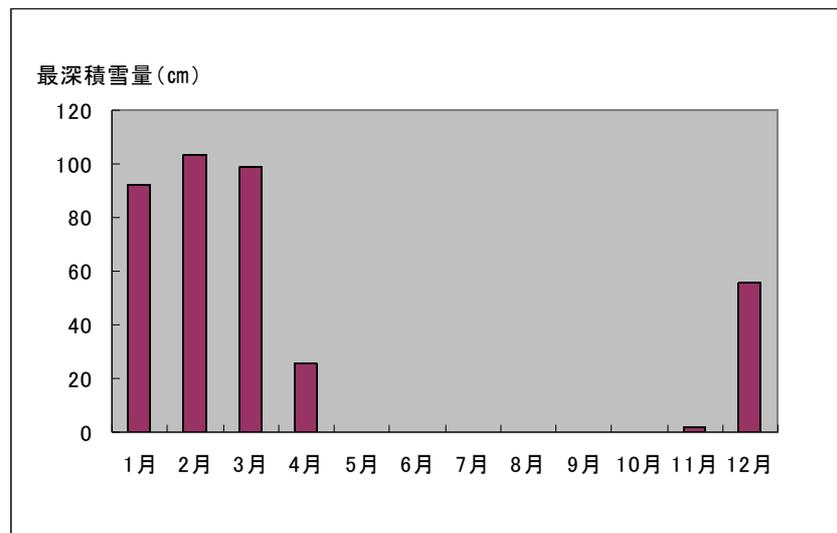
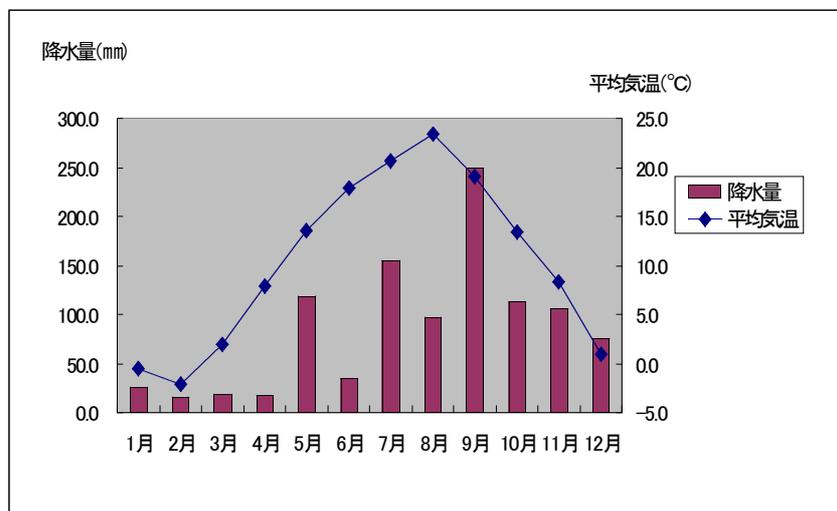
③ 海岸

当町は、北部の夏泊半島をはじめ、東西に総延長で 53.1 km におよぶ海岸線を有する。

(3) 気候

当町は、陸奥湾に面し、偏東風（ヤマセ）という季節風が、6月から7月を中心に吹いて低温が続くことがあり、冷害に見舞われやすい。

また、冬期間の積雪量は、県内でも多い地域であり、特別豪雪地帯の指定をうけている。



※降水量、平均気温及び最深積雪量については、平成16年から平成17年までの平均値。

第 1 編 総論

(5) 道路

町の幹線道路網は、町内を東西に貫く国道 4 号と半島部を周回する県道夏泊公園線、南部にのびる県道清水川・滝沢線をはじめ、これらに接続する町道から構成されている。

(6) 鉄道

鉄道は J R 東北本線が東西に横断しており、青森市まで 27.4 km、野辺地町まで 17.2 km（ともに鉄道距離）となっている。

第 5 章 町国民保護計画が対象とする事態

町国民保護計画においては、以下のとおり基本指針及び県国民保護計画において想定されている武力攻撃事態及び緊急処理事態を対象とする。

1 武力攻撃事態

町国民保護計画においては、武力攻撃事態として、基本指針及び県国民保護計画において想定されている事態を対象とする。

なお、基本指針及び県国民保護計画においては、以下に掲げる 4 類型が対象として想定されている。

- ① 着上陸侵攻
- ② ゲリラや特殊部隊による攻撃
- ③ 弾道ミサイル攻撃
- ④ 航空攻撃

これらの 4 類型の特徴及び留意点は、基本指針において次のとおり示されている。

① 着上陸侵攻

特 徴	<ul style="list-style-type: none"> ○ 一般的に国民保護措置を実施すべき地域が広範囲になるとともに、その期間も比較的長期に及ぶことが予想される。また、敵国による船舶、戦闘機の集結の状況、我が国へ侵攻する船舶等の方向等を勘案して、武力攻撃予測事態において住民の避難を行うことも想定される。 ○ 船舶により上陸を行う場合は、上陸用の小型船舶等が接岸容易な地形を有する沿岸部が当初の侵攻目標となりやすいと考えられる。 ○ 航空機により侵攻部隊を投入する場合には、大型の輸送機が離着陸可能な空港が存在する地域が目標となる可能性が高く、当該空港が上陸用の小型船舶等の接岸容易な地域と近接している場合には特に目標となりやすいと考えられる。 なお、着上陸侵攻の場合、それに先立ち航空機や弾道ミサイルによる攻撃が実施される可能性が高いと考えられる。 ○ 主として、爆弾、砲弾等による家屋、施設等の破壊、火災等が考えられ、石油コンビナートなど、攻撃目標となる施設の種類によっては、二次被害の発生が想定される。
留意点	<ul style="list-style-type: none"> ○ 事前の準備が可能であり、戦闘が予想される地域から先行して避難させるとともに、広域避難が必要となる。広範囲にわたる武力攻撃災害が想定され、武力攻撃が終結した後の復旧が重要な課題となる。

第 1 編 総論

② ゲリラや特殊部隊による攻撃

特 徴	<ul style="list-style-type: none">○ 警察、自衛隊等による監視活動等により、その兆候の早期発見に努めることとなるが、敵もその行動を秘匿するためあらゆる手段を使用することが想定されることから、事前にその活動を予測あるいは察知できず、突発的に被害が生ずることも考えらる。そのため都市部の政治経済の中核、鉄道、橋りょう、ダム、原子力関連施設などに対する注意が必要である。○ 少人数のグループにより行われるため使用可能な武器も限定されることから、主な被害は施設の破壊が考えられる。したがって、被害の範囲は比較的狭い範囲に限定されるのが一般的であるが、攻撃目標となる施設の種類によっては、二次被害の発生も想定され、例えば原子力事業所が攻撃された場合には被害の範囲が拡大するおそれがある。また、汚い爆弾（以下「ダーティボム」という。）が使用される場合がある。
留意点	<ul style="list-style-type: none">○ ゲリラや特殊部隊の危害が住民に及ぶおそれがある地域においては、町（消防機関を含む）と県、県警察、海上保安庁及び自衛隊が連携し、武力攻撃の態様に応じて、攻撃当初は屋内に一時避難させ、その後、関係機関が安全の措置を講じつつ適当な避難地に移動させる等適切な対応を行う。事態の状況により、知事の緊急通報の発令、町長又は知事の退避の指示又は警戒区域の設定など時宜に応じた措置を行うことが必要である。

③ 弾道ミサイル攻撃

特 徴	<ul style="list-style-type: none">○ 発射の兆候を事前に察知した場合でも、発射された段階で攻撃目標を特定することは極めて困難である。さらに、極めて短時間で我が国に着弾することが予想され、弾頭の種類（通常弾頭又はNBC弾頭）を着弾前に特定することは困難であるとともに、弾頭の種類に応じて、被害の様相及び対応が大きく異なる。○ 通常弾頭の場合には、NBC弾頭の場合と比較して、被害は局限され、家屋、施設等の破壊、火災等が考えられる。
留意点	<ul style="list-style-type: none">○ 弾道ミサイルは発射後短時間で着弾することが予想されるため、迅速な情報伝達体制と適切な対応によって被害を局限化することが重要であり、屋内への避難や消火活動が中心となる。

④ 航空攻撃

特 徴	<ul style="list-style-type: none">○ 弾道ミサイル攻撃の場合に比べその兆候を察知することは比較的容易であるが、対応の時間が少なく、また攻撃目標を特定することが困難である。○ 航空攻撃を行う側の意図及び弾薬の種類等により異なるが、その威力を最大限に発揮することを敵国が意図すれば都市部が主要な目標となることも想定される。また、ライフラインのインフラ施設が目標となることもあり得る。○ なお、航空攻撃はその意図が達成されるまで繰り返し行われることも考えられる。○ 通常弾頭の場合には、家屋、施設等の破壊、火災等が考えられる。
-----	--

留意点	○ 攻撃目標を早期に判定することは困難であることから、攻撃の目標地を限定せずに屋内への避難等の避難措置を広範囲に指示する必要がある。その安全を確保しなければ周辺の地域に著しい被害を生じさせるおそれがあると認められる生活関連等施設に対する攻撃のおそれがある場合は、被害が拡大するおそれがあるため、特に当該生活関連等施設の安全確保、武力攻撃災害の発生・拡大の防止等の措置を実施する必要がある。
-----	--

2 緊急処理事態

緊急処理事態は、武力攻撃の手段に準ずる手段を用いて多数の人を殺傷する行為が発生した事態又は当該行為が発生する明白な危険が切迫していると認められるに至った事態（後日対処基本方針において武力攻撃事態であることの認定が行われることとなる事態を含む。）で、国民の生命、身体及び財産を保護するため、国家として緊急に対処することが必要な事態である。

町国民保護計画においては、緊急処理事態として、県国民保護計画において想定されている事態を対象とする。

なお、基本指針及び県国民保護計画においては、以下に掲げる事態例が対象として想定されている。

（1）攻撃対象施設等による分類

- ① 危険性を内在する物質を有する施設等に対する攻撃が行われる事態
 - ア 原子力事業所等の破壊
 - イ 石油コンビナート・可燃性ガス貯蔵施設等の爆破
 - ウ 危険物積載船への攻撃
 - エ ダムの破壊
- ② 多数の人が集合する施設、大量輸送機関等に対する攻撃が行われる事態
 - ア 大規模集客施設・ターミナル駅等の爆破
 - イ 列車等の爆破

（2）攻撃手段による分類

- ① 多数の人を殺傷する特性を有する物質等による攻撃が行われる事態
 - ア ダーティボム等の爆発による放射能の拡散
 - イ 炭疽菌等生物剤の航空機等による大量散布
 - ウ 市街地等におけるサリン等化学剤の大量散布
 - エ 水源地に対する毒素等の混入
- ② 破壊の手段として交通機関を用いた攻撃等が行われる事態
 - ア 航空機等による多数の死傷者を伴う自爆テロ
 - イ 弾道ミサイル等の飛来